



本事業は、SDGsの「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

2020年2月28日（金）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 近藤、辻本
内線 5031・5036
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2020年2月号（No. 380）＞

若者に広がる「モノなしマルチ取引^(※1)」に要注意！ ～友人からの誘いでも必要がなければきっぱりと断りましょう～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、友人やSNSで知り合った人などから「儲け話を人に紹介すれば報酬などが得られると勧誘され、断り切れずに契約をしたが、説明されたように稼げない」という「モノなしマルチ取引」に関する相談が、若者（30歳未満）を中心に急増しています。

（30歳未満からの相談件数：2019年4月～2020年1月 159件 前年同期 91件）

（※1）「モノなしマルチ取引」とは、消費者が商品以外のサービスの提供を契約し、次は自分がそのサービスの提供の勧誘者となって紹介料報酬等を得る取引。

特徴

- これまで「マルチ取引」に関する相談は、健康食品や化粧品などの「商品」に関するものが中心でしたが、最近では、海外の事業・不動産等への投資やアフィリエイト^(※2)など、「サービス」に関する儲け話を対象とした相談が、若者を中心に急増しています。
- 契約のきっかけは、友人やSNSで知り合った人からの誘いが多くなっており、儲かることばかりが強調されるものの、その仕組みがよく分からないという特徴がみられます。
- 「お金がない」と断ろうとしても、「すぐに元が取れる」などと、クレジットカードや消費者金融などで、借金をさせられるケースが増加しています。
- 契約後に、「話が違った」などと解約や返金を求めようとしても、事業者の連絡先が分からなかったり、勧誘者と連絡が取れなくなるなど、交渉が難しいケースも多く見られます。

（※2）「アフィリエイト」とは、消費者がホームページやブログなどを作成し、商品やサービスなどの宣伝を書き、広告主（事業者など）のサイトへリンクを張る。宣伝を見た閲覧者が消費者のサイトから広告主のサイトへ移行して、実際に商品の購入などにつながった場合、売上の一部が報酬として支払われるもの。

◆ 「モノなしマルチ取引」の相談に関する 契約当事者の年代別件数【集計時点 2020年2月18日】

年代別	2019年4月～ 2020年1月	2018年4月～ 2019年1月	増減率 (%)	2019年度 構成比 (%)
30歳未満	159	91	74.7	50.5
30代	35	27	29.6	11.1
40代	22	28	△21.4	7.0
50代	26	29	△10.3	8.3
60代	23	26	△11.5	7.3
70代	23	17	35.3	7.3
80歳以上	14	4	250.0	4.4
無回答	13	12	8.3	4.1
計	315	234	34.6	100.0

◇ 消費者ホットライン 188
(いやや!)
※ 身近な消費生活相談
窓口につながります。

相談事例

海外不動産への投資を勧誘され、60万円分購入した。1年後に元金が戻るはずが、戻ってこない。返金希望。
(20代 男性)

「毎月配当があり、1年後には元本も戻る」という友人の投資話に誘われて、セミナーに参加したところ、「仮想通貨で投資すれば、送金手数料もかからず、毎月、投資額の1%が配当で入る。人を紹介すれば、紹介料として投資額の10%が入る。」と言われた。友人を信じて、60万円を消費者金融から借りて、支払った。1年後に元本を引き出そうと思ったが、お金が戻ってこない。契約書は受け取っていないし、事業者の住所も分からない。返金して欲しい。

(助言)

特定商取引法上の連鎖販売取引に当たる可能性もあり、契約書面不交付でクーリング・オフの主張が可能と思われるため、事業者にメールでもいいのでクーリング・オフ通知をするように助言しました。

海外オンラインカジノゲームを宣伝するアフィリエイトビジネスの契約をしたが、全く儲からないので解約したい。
(20代 女性)

SNSで知り合った人から、「1日1時間コピペするだけで、1ヶ月20万円稼げる」という、海外カジノゲームのアフィリエイトを誘われた。自分の広告を見た人が契約すればマージン(5,000円/人)が入るというもの。初期投資として12万円をクレジットカードで分割払いにしたが、誰も入会してもらえず、全く儲からないので解約したい。契約書面は渡されていない。会社とはメッセージアプリを通じてやり取りをしており、電話番号や住所はわからない。

(助言)

特定商取引法上の連鎖販売取引にあたる可能性もあり、契約書面不交付でクーリング・オフの主張が可能と思われるため、事業者宛に、クーリング・オフ通知をするように助言しました。なお事業者の住所は、クレジットカード会社に問い合わせ、確認するよう案内しました。

アドバイス

- 誰でも簡単に稼げるうまい話はありません。あとで解約すればよいと思って契約しても、事業者や勧誘者と連絡が取れず、解約や返金の交渉が難しくなるケースが多く見られます。
- トラブルに遭わないためにも、**実態や仕組みが分からない「モノなしマルチ取引」は契約しないようにしましょう。**友人や知人から勧誘されると断りにくくなりますが、**契約したくなければ、きっぱり断りましょう。**
- クレジットカードでの高額決済や消費者金融等で、安易に借金をしないようにしましょう。
- 契約トラブルに遭ったり、不審や疑問に思った場合は、「**消費者ホットライン188**」(県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります)に**早めに相談しましょう。**